

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年6月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100546 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200010 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 53 年 12 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 31 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 51 年*月から昭和 53 年 12 月まで

私の国民年金については、勤務先の事業主（以下「事業主」という。）に勧められて、20 歳になった昭和 51 年*月頃に自分で加入手続を行い、同時に付加保険料の納付申出を行ったはずである。

当時は、住み込みで働いていたことから、給料からも色々引かれていたと記憶しており、保険料についても、自分で定額保険料と付加保険料を納付していた記憶はないので、事業主が私の代わりに納付してくれていたと思う。

私の年金記録によると、定額保険料は、全て納付済みとなっているのに、付加保険料は、昭和 54 年 1 月からとなっている。しかし、私は、その頃に付加保険料の納付申出を行った記憶がないし、申出を行うとすれば、私が 20 歳になった国民年金の加入手続時としか考えられないので、請求期間について、付加保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 51 年*月頃に自身で国民年金の加入手続及び付加保険料の納付申出を行ったが、保険料については、事業主が付加保険料も含めて納付してくれていたと思う旨主張している。

しかしながら、付加保険料の納付申出年月日については、請求者から提出された年金手帳（昭和 58 年 3 月 15 日付けで再交付された年金手帳）によると、国民年金の記録（1）欄には「附加保険料 54. 1. 5」と記載されている上、A 市の国民年金被保険者名簿においても、「附加加入 54 年 1 月 5 日」と記載されていることから、請求者が主張する時期（昭和 51 年*月頃）に、付加保険料の納付申出があったことは導き出せない。

また、国民年金被保険者台帳、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記

録によると、請求者の付加保険料については、いずれも昭和 54 年 1 月から納付されていることが確認できることから、付加保険料については、制度上、納付申出をした日の属する月以後の各月につき、納付する者となることができると規定されていることから、昭和 54 年 1 月 5 日に付加保険料の納付申出が行われ、同年同月から付加保険料が納付されていることは、制度上の取扱いとも一致し、不自然さは見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間当時の保険料納付について、自身で納付していた記憶がないため、事業主が付加保険料も含めて納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、i) 事業主は、請求者に係る保険料納付について、詳しいことは分からない旨陳述していること、ii) 事業主の年金記録を確認しても、付加保険料は、請求者と同じ昭和 54 年 1 月から納付されており、請求期間当時に付加保険料が納付された記録は確認できないこと、iii) 請求者は、請求期間当時の保険料納付について、一緒に働いていた同僚を証言者としているが、同僚に確認しても、当時のことは覚えていない旨陳述していることから、事業主が請求期間に係る付加保険料を納付していたと推認する事情を見いだせない。

このほか、事業主が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100598 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200011 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 62 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 37 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年*月から昭和 62 年 2 月まで

私は、請求期間当時、学生だったので、同居していた祖父又は父親が国民年金の加入手続をしてくれた。保険料についても、祖父又は父親が集金人に対して家族の分と一緒に納付してくれていたと母親からは聞いている。請求期間について納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする祖父又は父親は既に亡くなっており、母親に聴取しても当時の状況について、詳細は覚えていないとしていることから、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、祖父又は父親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、紙台帳検索システムによると、請求者が請求期間当時に居住していたとする A 市においても、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求期間に国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた

形跡はうかがえない。このことは、請求者が所持する年金手帳に国民年金の記号番号が記載されていない上、A市は、請求者に係る国民年金の加入記録は確認できないと回答していること、及びオンライン記録に国民年金の加入記録がないこととも符合する。

加えて、請求者は、祖父又は父親が集金人に対して家族の分と一緒に保険料を納付してくれていたと母親からは聞いていると陳述しているところ、i) 上述のとおり、母親は、当時の状況について、詳細は覚えていないとしていること、ii) A市は、国民年金の保険料について、職員による集金は昭和53年3月までと回答していること、iii) 家族（父母及び祖母）に係るA市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によると、口座振替については、いずれも、昭和52年7月から開始されていることが確認できることから、請求期間において、請求者が主張する集金による方法では、祖父又は父親が請求者の保険料を納付したとは導き出せない。

その上、請求者は、請求期間当時、学生であった旨陳述しており、制度上、学生は平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため加入義務はなかった上、同居していた妹に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、妹も学生であった期間は国民年金に未加入であることが確認できることから、請求者が請求期間において国民年金に加入していたとする事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が、請求期間において被保険者資格を取得し、祖父又は父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100601 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200012 号

第 1 結論

昭和 61 年 1 月から昭和 63 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 61 年 1 月から昭和 63 年 6 月まで

私は、請求期間当時、A 市に住んでいた。国民年金の加入手続については、B 社を退職（昭和 60 年 12 月）した後、時期ははっきり覚えていないが、A 市役所で国民健康保険の加入手続と同時に自身で行ったと思う。

請求期間の保険料については、離婚（昭和 61 年 5 月）後に届いた複数の書類の中にあつた未納分のお知らせを見て、その保険料が高額だったため、分割にしてもらい納付したはずだが、納付時期、分割回数及び各保険料額等までは覚えていない。

私は、各種支払義務のあるものについては必ず支払いをしてきたので、請求期間の保険料が未納とされているのは納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の年金手帳、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、現在、基礎年金番号として平成 9 年 1 月 1 日に付番されている請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月頃に C 市において払い出されたものと確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後の昭和 61 年 1 月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 6 月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であつた。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続について、B 社を退職した後、A 市役所で国民健康保険の加入手続と同時に自身で行ったと思うとしている

が、時期ははっきり覚えていないとし、保険料の納付についても、高額だったため分割にしてもらったとするのみで、分割納付時期、分割回数及び各保険料額等は詳しく覚えていないとしていることから、請求期間に係る加入手続時期及び保険料納付状況についての詳細は不明である。

また、請求者の主張に沿って請求期間の保険料を納付するためには、上述のC市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に請求期間当時に居住していたA市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があった。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述のC市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上述の加入手続時期（平成元年6月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和61年1月から昭和62年3月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年6月までの保険料については、遡って過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、分割して納付した保険料について、詳細は覚えていないとしている上、請求者が加入手続を行ったとするA市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録はないとし、国民健康保険についても当時の記録は確認できない旨回答していることから、請求者が分割して納付したと主張する保険料は、請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年6月までであったと推認する事情は見いだせない。

その上、請求者がA市から転居後に居住したC市においても、国民年金保険料の納付方法については保存期間が経過しているため資料が残っておらず不明とし、国民健康保険の被保険者記録は保存期間経過のため不明と回答している。

このほか、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200008 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200013 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約 3 万 6,500 円を納付した。領収書に押されていた担当者印の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに 5 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求（6 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得（昭和 41 年 2 月）する事務処理が行われており、この加入手続時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付（9,900 円）されているものの、請求者は、加入手続時期に保険料として納付した金額は、約 3 万 6,500 円であったなどと主張している。この請求者の主張に対しては、i）特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額とは、大きく相違していること、ii）請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii）A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったとして

いること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおりに保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年7月14日付け、平成28年10月5日付け、平成30年7月9日付け、令和2年6月30日付け及び令和3年6月1日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、6回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。